

厚生労働省告示第二百五十六号

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百五十五号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子